

令和6年 第17回

福岡市中央区選挙管理委員会

令和6年11月20日

議 題

- 議案第55号 選挙人名簿から抹消する者について
- 議案第56号 在外選挙人名簿への登録の移転をする者について
- 議案第57号 選挙人名簿の登録を行う日について

その他

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の結果について

次回開催日 令和6年12月2日（月）10：00～ 区長応接室

次々回開催日 令和7年1月20日（月）10：00～ 区長応接室

議案第55号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和6年11月20日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

- | | | |
|---|-----------|------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 151人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 34人 |
| | 国籍喪失者 | 0人 |
| | 市外転出者 | 116人 |
| | 登録移転者 | 1人 |
| | 誤載者 | 0人 |
| | 一般誤載者 | 0人 |
| | 重複登録者 | 0人 |
| | 住民票職権消除者 | 0人 |
| | 判決の確定による者 | 0人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和6年11月20日 |

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。

四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

参考

1. 抹消基準日 令和6年11月20日

2. 抹消者の内訳

単位：人

区分	死亡者	転出者	登録 移転者	誤載者	計
男	12	57	0	0	69
女	22	59	1	0	82
計	34	116	1	0	151

議案第56号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する。

令和6年11月20日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

- 1 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の数
1人
- 2 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する年月日
令和6年11月20日

(根拠)

・議決 公職選挙法第30条の6第2項の規定による。

(在外選挙人名簿の登録等)

第三十条の六

2 市町村の選挙管理委員会は、前条第四項の規定による申請をした者が当該市町村における第三十条の四第二項に定める在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格（第三十条の十三第二項において「在外選挙人名簿の被登録移転資格」という。）を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならない。

議案第57号

選挙人名簿の登録を行う日について

令和6年12月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者の選挙人名簿の登録を行う日を次のように定め、告示する。

令和6年11月20日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

登録を行う日

令和6年12月2日

(根拠)

・議決 公職選挙法第22条第1項の規定による。

(登録)

第二十二条 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日（同日が地方自治法第四条の二第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日（以下この項及び第二百七十条第一項において「地方公共団体の休日」という。）に当たる場合（当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）には、登録月の一日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。）に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。

・告示 公職選挙法施行令第14条第1項の規定による。

(登録日等の告示)

第十四条 市町村の選挙管理委員会は、法第二十二条第一項の規定による選挙人名簿の登録を行う日、同項の規定により登録月の一日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日に定めた場合又は同項ただし書の規定により同項に規定する通常の登録日後に変更した場合には、直ちに当該登録を行う日を告示しなければならない。

福市中選告示第 号

令和6年12月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を選挙人名簿に登録を行う日を次のように定めた。

令和6年 月 日

福岡市中央区選挙管理委員会

委員長 楠 正 信

登録を行う日

令和6年12月2日